

兵高教組

2021年3月9日

## 調査情報 30号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

2月県議会で条例制定

## 新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊業務手当を新設

今年度の賃金権利確定交渉において、コロナ感染防止対策への教職員の対応について、「本来の業務とは言えないが割振対象である」「感染防止対策に対応せざるをえなかった教職員への措置を検討」という回答を得ていましたが、2月県議会で条例が制定され、新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊勤務手当を新設させることができました。2020年2月に遡って支給されます。

### 病原体の付着したまたは付着の危険のある 物件の処理の業務 … 日額 300 円 (A)

- 感染者が発生した場合のクラス教室等及び動線の消毒
- 感染の疑いのある検査対象者の検体の取り扱い

が対象です。携わった人数に制限はありません。

「感染者」とは、後に感染者であると判明した場合を含みますが、業務を行う時点では危険性を感じながらおこなっているにもかかわらず、後に感染者でないと判明した場合は手当の支給対象とならないというのは、額の小ささとともに不十分な点です。

### 児童又は生徒の生命及び健康を保護する ために緊急に行われる措置に係る業務

… 日額 3,000 円(4,000 円) (B)

感染者及び感染の疑いのある者に接して行う業務で、

- 感染の疑いのある児童生徒の救急業務
- 感染者に対して保健所等が行う感染経路特定のための疫学調査への協力
- 感染の疑いのある検査対象者への検査の説明、
- 感染の疑いのある検査対象者との検査容器及び検体の受け渡し

が対象です。携わった人数に制限はありません。

感染者等の身体に接触、または1時間以上(1日の累積)接して行う場合は、手当の額が4,000円となります。

対象とされる業務には、今は教職員が携わらない業務もありますが、2020年2月に遡って適用することから、当時おこなった可能性のある業務も対象とされています。

### 手当は日額。従事した時間は要件とはせず。

手当は日額です。従事した時間帯が通常の勤務時間の中であっても外であっても支給されます。

同じ日に、上の(A)、(B)の両方の業務に従事した場合は、(B)の業務に従事したものとされます。

また、上の業務とあわせて同じ日に、いわゆる1号業務のうちの「児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務」に従事した場合は、1号業務手当(7,500円)のほうで支給されます。

なお、従事した時間は手当の支給要件とはならないため、申請の際には従事時間の記載は不要です。

対象となる業務の実態は、管理職がきちんと把握していて手当の申請をするでしょうが、特に、感染者が発生した学校や、対象業務に従事したと思われるのに学校で何の説明も話もないというような場合は、一度尋ねてみてください。県教委が出している事例集(高教組HPで見られます)が参考になります。

### 感染拡大の予防のための消毒業務等は 「勤務時間の割り振りの対象」

新設された手当は、感染者が発生した場合の対応業務についてのものです。一方で、教職員にとって大きな負担であったにもかかわらず、手当の対象となっていない業務もあります。

学校では教職員が、教室での「密」が避けられない中でも感染者を発生させないように、勤務時間を超えてまで消毒作業等に携わってきました。賃金権利確定交渉では、このような業務に対する手当を求め、またこのような業務による超過勤務をどう考えているのか、これは教職員の本来の業務なのかを問いました。

教育次長からは、

- ◆(教職員の)本来の業務ではないが、せざるを得ないという状況の中で従事していただいている。
- ◆割り振りの対象である。
- ◆「当然に(するべき業務)」とは認識していない。

といった回答がありました。本来は超勤手当(残業手当)が支給されてしかるべきなのに、それどころかただ働きになっている実態があります。これを改善していくためにも、はっきりと「勤務時間の割り振りの対象」と認めさせたことは、とても重要です。

### 労働実態からうまれる要求を大事に

今回、新型コロナウイルス感染症の影響で業務量が増えている実態を重ねて訴え、手当の支給を決めた他の自治体の例を示すなどしながら交渉した結果、手当の新設が実現し、「勤務時間の割り振りの対象」とであると認めさせることができました。

教職員も労働者です。労働実態からうまれる要求を大事にして、その要求を束ね、実現に向けて一緒にとりくみましょう。

**児童生徒、教職員の命と健康を第一に。労働に応じた賃金・手当を!**